

父親の子育て、応援します！



所属名；

氏名；

父親になる・子育て中の教職員のみなさんへ

愛知県教育委員会では、教職員が安心して仕事しながら子どもを産み育てることができる職場の実現のために、教職員が様々なかたちで子育てに参加できるような環境整備を行ってきました。

その結果、男性教職員の育児に係る休暇の取得率は9割を超えています。

（令和6年度 90.8%）

また、男性教職員の育児休業の取得率は増加傾向にあります。依然として低い水準となっています。

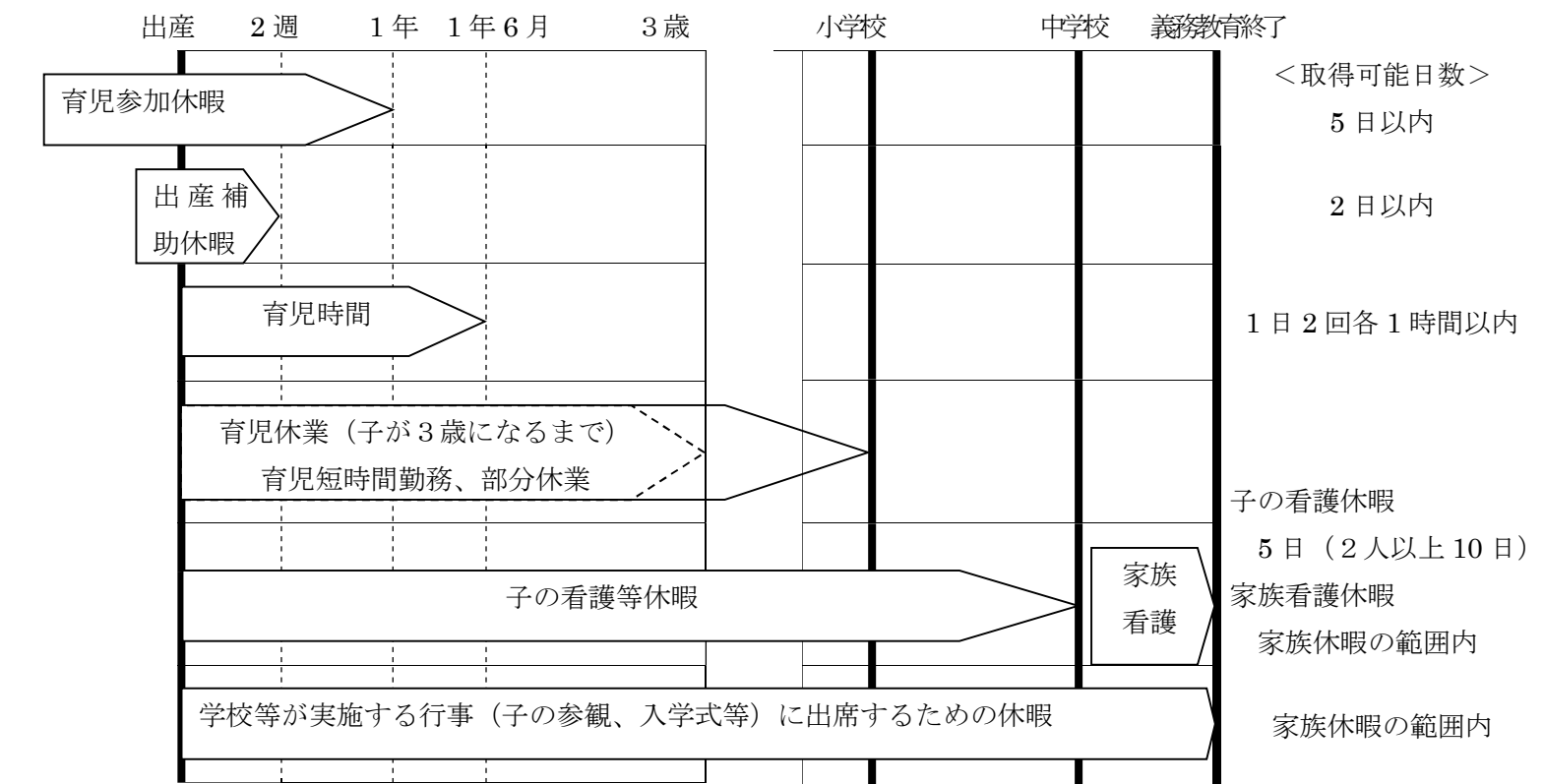
（令和6年度 32.8%）

育児休業等に不安抱かれている方もこの「働く父親のためのハンドブック」をご覧ください。今まで以上に子育てへの関心を深めていただければと考えています。

職場ではそれぞれが持つ能力を最大限に生かして仕事を行い、プライベートでは、子どもや妻、家族との時間を大切にしてください。

このハンドブックは、あなたのそんな毎日の過ごし方を応援しています。どうぞご活用ください。

1 休暇等の制度



1-2 利用できる休暇等の制度（解説）

①育児参加休暇

妻が出産するとき、出産予定日前 8 週間から出産の日後 1 年を経過するまでの間に、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する場合に取得できる休暇です。 日／時間で取得可。

②妻の出産補助休暇

妻の出産に伴う入院中の世話、子の出生の届出等を行う場合に取得できる休暇です。 日／時間で取得可。

③育児時間

生後 1 年 6 月に達しない子を育てる場合（当該子の母がその子を常態として育てることができる職員を除く。）に取得できる休暇です。 時間／分で取得可。

→添付書類: 育児時間を必要とする理由書

④育児休業

3 歳に満たない子を養育するため、育児休業することができます。妻が専業主婦や育休中でも取得可。

→申請書: 育児休業承認請求書、出生証明書等

⑤育児短時間勤務

小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、

育児短時間勤務をすることができます。

→申請書: 育児短時間勤務承認請求書、育児短時間勤務計画書、出生証明書等

⑥部分休業

小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1 日 2 時間以内（30 分単位）で部分休業をすることができます。

→申請書: 部分休業承認請求書、出生証明書等

⑦子の看護等休暇

負傷し又は疾病にかかった中学校就学の始期に達するまでの子の世話又は疾病の予防(学校等の臨時休校等を含む)を図るために取得できる休暇です。 日／時間で取得可。

→添付書類: 「子の看護等を必要とする理由書」※

⑧家族看護休暇

負傷し又は疾病にかかった家族（子）の看護をするために取得できる休暇です。 日／時間で取得可。

→添付書類: 「看護のための家族休暇を必要とする理由書」※

⑨子の参観

子の在籍する学校等が実施する行事に出席する場合に取得できる休暇です。 日／時間で取得可。

→添付書類: 実施を証明する文書(学校からの通知文等)の提示 ※省略できる場合あり

★ 子育て行事スケジュール（メモ）

行事	予定	備考
お七夜	年 月 日	
お宮参り	年 月 日	
乳児健診	年 月 日	
1 歳誕生日	年 月 日	
1 歳 6 か月健診	年 月 日	
3 歳児健診	年 月 日	
七五三	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

☆子育て連絡先メモ☆

○子どもが病気になったら！
▼かかりつけの病院・診療所

電話
▼救急医療機関
小児救急電話相談(毎日19～翌朝8時)
#8000 か 052-962-9900

電話
※「こどもの救急」<https://kodomo-aq.jp/>
では症状に応じた対応を確認できます。
○子どもの所在地
▼保育所・幼稚園・小学校・学童保育等

電話

2 出産後の主要な手続き一覧

手続	出生届	扶養手当	児童手当
提出先	市区町村	総務事務センター	
必要書類	・出生届 ・出生証明書 ※詳しくは市区町村へ	・扶養手当(登録)★ ・続柄が記載された住民票等	・児童手当(登録)★ ・世帯全員の続柄がわかる住民票 ・所得証明書
金額	—	月額 10,000 円	月額 15,000 円 (3 歳未満、第 1・2 子) ※2
その他	出生の日から 14 日以内に提出が必要	・事実発生日の属する月の翌月(月の初日のときはその月)から支給 ※1 ○「給与」→「扶養手当」	・請求日の属する月の翌月分から支給 ※3 ・増額の場合は、額改定認定請求★を申請 ○「児童手当」→「児童手当」

※1 事実発生日の翌日から 15 日経過後に届出した場合は、届出受理日の属する月の翌月分から支給
※2 3 歳以上高校生年代まで 月額 10,000 円 (第 1・2 子) 第 3 子以降 月額 30,000 円
※3 月の後半に出生した場合で、出生日の翌日から 15 日以内に請求をしたときは出生日が属する翌月分から支給(月の初日に生まれた子も、翌月分から支給(扶養手当とは取扱いが異なる。))

3 子育て中の給与制度の仕組み

	育児休業中	育児短時間勤務	部分休業
給料	支給しません ※育児休業手当金、育児休業支援手当金の支給あり(支給要件あり)	勤務時間数に応じた額 ※育児時短勤務手当金の支給あり(支給要件あり)	休業時間分を翌月に減額 ※育児時短勤務手当金の支給あり(支給要件あり)
地域手当	支給しません	勤務時間数に応じた額	休業時間分を翌月に減額
扶養・住居手当	支給しません	減額されません	減額されません
期末・勤勉手当	休業取得期間(1 か月以下を除く。)を算定期間から除算(期末手当は 2 分の 1、勤勉手当は全期間)した期間率により支給 ※ただし、算定期間内に勤務した期間がある場合に限る	算定期間内における勤務時間数に応じた期間率により支給	算定期間内において休業取得により勤務しなかった期間が 30 日を超える場合は、勤勉手当を減額
退職手当	当該期間の一部を勤務期間から除算		減額されません

総務事務システムで直接入力するものには★を、ダウンロードするものには☆をつけています。(○は総務事務システムの項目)

手続	扶養認定	家族出産費 出産費附加金	育児休業手当金
提出先	総務事務センター		
必要書類	・被扶養者申告書 ☆	・出産費等請求(登録)★ ・直接支払制度の合意文書の写し ・領収・明細書の写し	・育児休業手当金請求★ ・辞令の写し
金額	—	500 千円(出産費) 50 千円(附加金)	日額×日数
その他	・被扶手当を申請しない場合は、戸籍謄本、実情申立書等が必要 ○「福利厚生」→「福利厚生(教育)」→「組合員証」→「被扶養者認定・取消」	・直接支払しない場合 出産証明書☆ ・附加金は請求により自動払い ○「福利厚生」→「福利厚生(教育)」→「給付金」→「出産費請求」	・子が 1 歳に達する日まで支給。(延長の場合等は、別途手続きが必要) ○「福利厚生」→「福利厚生(教育)」→「給付金」→「育児休業手当金請求」

※なお、育児休業の場合は、共済の掛金を免除する手続きが必要になります。また、育児休業終了後に育児短時間勤務、部分休業に入る場合には、職員からの申し出により標準報酬月額を改定することができます。○「基本機能」→「帳票ダウンロード」→区分「福利厚生(教育)」→「「育児休業等掛金免除申出書」 “標準報酬育児休業等終了時改定申出書” “3 歳未満の子を養育する旨の申出書(開始用)”」を総務事務センターまで。
※上記の他、育児休業支援手当金の給付制度があります。

4 その他の子育て応援の仕組み

時間外勤務及び深夜業の制限

小学校就学前の子を養育する教職員が請求した場合には、一定の場合を除き、下記の時間外勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。)や深夜勤務をさせてはならないこととしています。

①時間外勤務(免除)又は 24 時間／月、150 時間／年超の時間外勤務(制限)

②深夜勤務(22 時～翌日 5 時までの間における勤務)

5 Q & A

Q1. 教職員の妻が産休期間中、男性教職員が育児休業を取得することはできますか。

A1. 妻が産休中でも出生の日から育休を取得することができます。

なお、「産後パパ育休」(出生の日から 57 日までの期間に育児休業を開始し、かつ終了した場合)の場合、2 回に分けて取得できます。

また、その後特別の事情がなくても、育児休業を別途 2 回取得することができます。

Q2. 夫婦で同時に育児短時間勤務をすることはできますか。

A2. 同時期に育児短時間勤務をすることができます。

また、「教職員→配偶者→教職員」のように夫婦で時期をずらして交代で育児短時間勤務をすることも可能です。

Q3. 子の看護等休暇は、子どもが 2 人以上いる教職員の場合には 10 日付与されるとききましたが、1 人の子に 10 日使用してもよいのでしょうか。また、夫婦とも県職員である場合は付与日数は調整されますか。

A3. 10 日以内であれば、対象者ごとの上限日数はありません。また日数の調整はなく、夫婦それぞれに 5 日(子が 2 人以上の場合は 10 日)与えられます。

6 子ども・子育てに関する地域貢献活動

地域の防犯活動や非行防止、子育て支援活動を行う地域の会や、子ども会、町内会などに、積極的に参加してみましよう。

～参考サイト～

「あい・こどもネット」

愛知県の NPO などの団体が実施する子育て支援情報を掲載したサイトです。「父親の子育て」というカテゴリがあり、地域や子どもの年齢から、子育て支援団体・取組を探することができます。

<https://aichi-kodomo.sakura.ne.jp/category/aikodomonet/>

★教職員課ではあなたの育児体験談を随時募集中です！「部局掲示板」からご意見をお寄せください。

☆子育て関連情報のご紹介☆

▼はぐみんカード
<https://www.pref.aichi.jp/kosodate/hagumin/card/nationwide/index.html>

「はぐみん優待ショップ」で、商品の割引や粗品の進呈など、様々な特典が受けられます。

▼あいち はぐみんネット
<https://hagumin-net.pref.aichi.jp>
愛知県の子育てに関する情報を掲載しています。

▼「子育てハンドブック お父さんダイスキ」のスマートフォン向けアプリケーション
父親の育児の参考となり、また子どもの成長を記録することができるアプリケーションです。詳しくは、「あいちはぐみんネット」へ
～愛知県福祉局子育て支援課

▼NPO 法人ファザーリング・ジャパン
<https://fathering.jp/>
“笑っている父親を増やすこと”をミッションに、ファザーリングスクールの開催や、「さんきゅーパパプロジェクト」などお父さんの子育て支援事業を実施しています。

おわりにかえて

子育ては、自分ひとりではできません。パートナーである妻や家族、地域の人、保育所や認定こども園の先生等々、様々な人がかかわりあってできていくものです。

かかわりあってできていくという意味では、仕事や毎日の暮らしと同じ。子育て期間に養ったチームワークや時間管理術、判断力は、これからの大きな資産になること間違いありません。

すべての教職員が安心して仕事をしながら子どもを産み育てることができる職場の実現のために、男性教職員だけでなく、様々な人に読んでいただけると幸いです。

令和 7 年 8 月
愛知県教育委員会教職員課